**１月24日開催分**

**「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（案）に係る公聴会**

**公述人の意見と大阪府・市の考え方　【令和４年１月24日開催分】**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人１ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | あなた方が計画案策定者であることを前提に意見を述べます。  土壌汚染問題について松井市長は、地盤改良や土壌汚染対策は、土地所有者である大阪市の責任としてやっていくと述べ、市の特別会計、港営事業会計から約800億円の対策費を支出するとしています。ここでの土地所有者である大阪市の責任の範囲等について意見を述べることとします。  夢洲は産業廃棄物処分場として、産業廃棄物や建設残土・浚渫土砂を素材として、護岸工事完成後の1987年より埋め立てが開始されたと認識しています。  埋め立てに用いられた建設残土や浚渫土砂について、海防法、すなわち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律は、土地の造成など有効利用を図る場合、浚渫土砂は造成のための材料であり、海防法の廃棄物の定義には該当しないので、許可申請の対象とはならないとしています。  つまり、浚渫土砂の海洋投入処分に係る技術指針が2006年に策定されるまでは、法の適用を受けない時期が20年近くにわたっていました。  このことは大阪港湾局より提供された資料でも裏付けられています。  また、令和元年にはＩＲを形成するために、準工業地、工業地から商業地への用途変更が行われています。準工業地、工業地であれば、瑕疵担保責任を問わずに、汚染土壌だと認識した上でも、土地売買が成立するケースもありますが、商業地ではこのことが禁忌され、タブー視され、売買が成立しないのが業界の常識とされています。  大阪市立大学の地学の教授は、夢洲という埋立地が高層建築物の建設を想定した設計にはなっていない、そのことをニュース番組の中で明らかにしています。  また、港湾局が公表した104か所にわたるボーリング調査の結果によれば、50ｍもの高深度まで数百本単位の杭打ちが必要だとの土木専門家の意見もあります。  こうした公然と知らされた事実に基づいて、先の用途変更が審議された形跡が公表資料から伺い知ることはできません。  商業地への用途地域変更がまさにカジノ誘致ありきの変更であり、港湾事業会計の実質破綻をもたらす790億円の公金支出にいたる経緯は欺瞞に満ちていると言わざるを得ません。  さらに、土壌汚染対策費は、液状化対策の410億円に対して360億円です。  土壌汚染の窺い知れる深刻さ、かつて経験した、あのＵＳＪジュラシックパーク予定地での汚染土壌の処理費が1,000億円だったことを加えると、360億円程度の費用で収まるはずはありません。  しかもこのＵＳＪジュラシックパークでの汚染土壌は夢洲で処分されているはずです。  あなた方が土地所有者としての責任を繰り返している以上、工事の進行に伴って発生する新たな汚染土壌問題にどう対応するのか。  処理費用はとどまるところを知らないのではありませんか。  松井市長は、ニュース報道で夢洲に投下された公金が一般会計、港営事業会計を通じて6,000億円だと明らかにしました。  この金額を土地の売却で賄う計画でした。どう処理するのか。  2075年には、港営事業会計の状況が好転すると、当局は強弁していますが、土壌汚染を加味した資産評価、減損処理をしたのかどうか。  当初、１㎡当たり８万円に設定されていた販売予定価格の変更を行った上で、処理する見通しだったのか、それらの事実が一向に明らかにされていません。  以上述べたように、土壌汚染対策１つを取ってみても、ずさんな計画だと言わざるを得ません。  6,400台ものゲームマシーンを備えたカジノや、延べ床面積で28万㎡を超える宿泊施設など日本にかつてない規模の施設を建設するという経済的合理性を欠いた無謀な計画で、大阪市・大阪府の財政を圧迫し、ひいては住民負担を押し付ける計画は、断固撤回すべきであることを訴えたいと思います。 |
|  | 公述人１ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテイメント施設等、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。  また、ＩＲは、カジノの収益をＩＲの各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、ＩＲへの来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されています。  土壌汚染対策、液状化対策等のＩＲ事業用地の土地課題については、大阪ＩＲが国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしています。  負担に当たっては、令和４年２・３月大阪市会において、債務負担行為（限度額）をお諮りした上で、適切に事業を実施していきます。  大阪港湾局においては、夢洲における土地関連費用（土壌汚染対策費、地中障害物撤去費、液状化対策費）の負担を加味した上で、港営事業会計（大阪港埋立事業）の収支見込みを算出し、資金不足は生じておりません。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人２ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | ＩＲ推進局の皆さん、そして、大阪府民・市民の皆さん、結論から言います。  ＩＲ誘致に向けた、こうした地域の合意形成ということについての発言なんですが、カジノ誘致、ＩＲ誘致については、地域住民に対する十分な説明が行われておりません、合意もされていません。  行政主導でこうした大きな問題が進められていくことに将来の禍根を残してはなりません。  直ちに誘致計画は撤回をし、そして、こうしたことを決めるのであれば、住民投票など、大きな市民の合意を得る、これが必要だろうと、そういうふうに強くまず結論づけたいと思います。ＩＲはカジノです。カジノは博打であり、娯楽ではありません。  カジノの収益から様々な対策をと言っているけれども、その地域に及ぼす影響は本当に大きいというふうに思います。カジノ収益から捻出するというが、単純な支出で算出できない多方面にわたる社会的な損失を招くことは間違いありません。  ２つ目、民間負担でこれを進めるとしてきましたが実質的には、当該自治体の負担増は青天井である。今日も朝日新聞こうして出ておりますが、790億円だけではありません。  この１年間で230億円増、こうしたことが報道されているじゃないか。  そして、松井市長はこれに対して、ＩＲが大失敗するなら、ものすごい自然災害が起き、夢洲が使えなくなるときだと、そう言っていますけれども、この間ＩＲ推進局に申し入れをしたら、南海トラフが来たって津波だって大丈夫だと、そう言っている。松井市長は今弱気になっていますね。  もし今大きな地震が来たら、それができないということを今さら言っている。  あなたがたはそんなことはないと、これまで答弁をしました。おかしいと思います。  カジノによる経済効果ということを喧伝していますが、嘘をついてはいけません。  カジノによって地域から財が吸い取られ、カニバリゼーションによって地域社会は崩壊していきます。コンプといわれる、そうしたものは、大阪・関西地域などでの観光には役立たず、その利益を囲い込みます。  計画では2,000万人がカジノに来るという。ＩＲを利用するという。ＵＳＪでさえ、わずか1,450万人ほど。これでもディズニーより多いですね。本当に1日５万人も来て、5,200億円の収入が見込めるんですか。こうしたことが破綻したときに、現在大阪府政を預かる維新の政治家は責任を取ることはしません。辞職さえしません。  しかし私達は大阪で暮らしています。逃げ場はありません。  財政圧迫で市民生活が切り捨てられたとしても、ここで生きていかなければなりません。  そのことわかりますか。  さて今回の区域整備計画ですけれども、大きな問題があります。  プラスだけ言って、マイナスを言っていないということです。  カジノについて、管理委員会による有効期間は３年ほどでした。  ところが大阪は35年の契約を結ぶという。間でこれを撤回することができません。  やめたいと思っても、やめたいというふうに考える市長が新たに生まれても、それができません。  今、この区域整備計画がこの２・３月議会で可決をされ、そして５月に申請をされ、実施協定が結ばれます。実施協定というのは契約です。  しかし、実施協定の契約内容を私達まだ大阪府民・市民は知らないじゃないですか。  契約内容が知らされず、知らないのにハンコをつけ、こんな馬鹿な話はありません。ＩＲ整備法を考えてみたときに、この計画段階で、各自治体、大阪府と市が、議決さえすれば、契約段階ではもう議会を開かなくていいと、そんなふうな中で、私達それを押し付けられています。  さて、今自民党が住民投票を提案していますが、ぜひ実現したいように私は動きます。  もしこれが駄目だった場合、大阪市の議決によって大阪市は全くそれには関与しない、権限がないとＩＲ推進局が言いました。電話で確認しました。すると、大阪府にしか住民投票できなくなります。  私はそれでも実行しなければ、将来の子どもたちに大阪で暮らす未来を与えることができない、そういうふうに思うんです。  さて、前に座られてる恒川さん、吉本さん、浅井さん、皆さんは大阪の将来を担う身です。本来であれば、嘘をついた松井市長、松井市長にここに来ていただきたい。  吉村知事にも来ていただきたい。そういう人たちが出ずに、なおかつ今日も公聴会はこんな狭いところでやって、大阪府民800万以上を相手にして、それを示すというのが皆さんの仕事だと思います。　それをよくご認識いただきたい。 |
|  | 公述人２ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。  土壌汚染対策、液状化対策等のＩＲ事業用地の土地課題については、大阪ＩＲが国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしています。  一般会計の税で負担するものではなく、土地造成事業を実施し、土地売却、賃貸収入など事業経営に伴う収入から賄われる特別会計である港営事業会計で負担するものです。  ＩＲ区域の現状地盤高さはO.P.+11ｍ程度で、地盤沈下を見込んだ50年後の地盤高でも、地盤高さはO.P.+９ｍ程度であると推定しており、津波や高潮の想定高さに対して十分な地盤高さを確保しています。このほか、南側護岸では、過去最大規模の台風を想定した越波対策として、法面保護及び胸壁設置を実施していきます。  また、夢洲へのアクセスとなる夢咲トンネルや夢舞大橋については、南海トラフ巨大地震に対する耐震性を確保していることから、鉄道や道路といった機能が分断されることはないと考えております。  ＩＲについては、国際競争力の高い滞在型観光を実現し、地域の新たな魅力を創出・発信し、地域とともに新たなビジネスを生み、地域に波及効果をもたらすものであり、地域とともに実現していくものです。  大阪ＩＲにより、世界中から新たに人・モノ・投資を呼び込み、観光需要の多様化、観光産業の裾野の拡大を図り、広く波及効果をもたらすものであり、例えば、「区域整備計画」（案）では、地元からの調達を年間2,600億円程度と見込むとともに、ポイントプログラムの活用等によるＩＲ来訪者の地域への送客や周遊促進等を計画し、地域と一体になった経済振興をめざしております。  なお、国において、「ＩＲ区域の整備は、我が国の国際会議等の開催を増加させ、国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させるとともに、我が国の魅力を発信することにより、国内外からの観光旅客の来訪を増加させ、国内における各地域への観光旅行を促進することをめざすものであり、『カニバリゼーション（共食い）現象』があるとのご指摘は当たらない」との見解が示されています。  ＩＲ事業の実施に当たっては、長期間にわたって安定的かつ継続的な事業継続を図ることが重要であり、区域整備計画の更新制度は、ＩＲ事業の着実な実施を一定期間ごとに確認するために設けられているものです。  大阪府・市においては、予め区域整備計画の更新等に際しての継続判断基準を定め、同基準に定める事由により、更新の申請を行わない場合等は、ＩＲ事業者に対して一切の責任を負わないこととしています。  一方で、継続判断基準以外の事由により認定の更新の申請を行わない場合等は、ＩＲ事業者が現実に被った通常生ずべき損害（逸失利益は除く。）をＩＲ事業者に対して補償することとしています。  なお、ＩＲ整備法においては、実施協定に定めるべき内容が定められるとともに、実施協定を締結したときは、実施協定の概要を公表することが定められています。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人３ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 私は、夢洲でのＩＲ・カジノの建設について、反対の立場で、カジノ事業の収益に関する意見を述べたいと思います。  まず、夢洲の土地の整備とインフラの整備に関して、約ざっくり１兆円以上もの資金が投入されます。これを集めて、国、大阪府、大阪市の財源が使われるわけですが、このコロナの、こんな非常に大変な時期に、教育の税金が万博とカジノのために使われること自体、納得がいきません。  今回はＩＲ・カジノに絞ってとの意見ということになっていますけれども、万博にかかった資金を、半年の万博のイベントで回収することは到底無理です。  ですから、万博後の夢洲の活用について、引き続き資金の回収が迫られるわけですから、ＩＲ・カジノ建設で収益に関する長期の見通しをしっかりと示していただかなければなりません。  大阪の土地である、市の土地である夢洲を何に使うのか、土地の造成や施設にかかった資金は回収の見通しがあるのかどうか、これを税金を払っている大阪市民、大阪府民にきちんと説明する必要がある。皆さんに納得してもらった上で計画を進めるべきであります。  大阪市の松井市長はＩＲ・カジノの建設には税金は使わないと明言をしましたが、早々にそうはいかない事が判明しました。  土地の改良のため必要な約800億円ものお金、これは大阪市が払うと言っています。  税金です、当然。いつ起こるかわからない様々な自然災害に対応するのに、公共の施設ならともかく、カジノ業者のために多額の公費を使う、こんな必要があるかも、非常に疑問です。  また、ＩＲ事業の工程の仮定、これは計画書にあるんですけども、大阪府・市およびＩＲ事業は、公民連携して取り組むというふうに書かれております。  要するに、公も民もちゃんとやりますよということですから、これは公もお金を出すということをはっきり言ってるわけです。  税金は一切使いませんということとは、大変矛盾をしてるんじゃありませんか。  では、ＩＲ・カジノ施設の収益の見通しについて見ていきたいと思います。  まず土地の賃貸料ですけれども、計画書にあるように、賃貸料は㎡当たり月428円。  安いじゃないですかね。私はとてもこれ安いと思います。  １坪1,400円ですから、全体で49.2㎡を足すということになりますので、年間約25億円。35年間きちっと払ってもらっても875億円にしかなりません。  説明会でもこの賃貸料は安すぎやしませんかと質問しました。回答は不動産価格として妥当だということでしたけれども、ゴミで埋め立てた土地であって、地盤沈下や液状化現象も起こる危険性のある土地は価値がない。売却する方が安くなるという回答でした。  つまり、人が住めないような土地を、超破格の値段で提供するということになります。  ここから見えてくることは、賃貸料では収益が見込めないということです。  そこであてにしてるのは大阪府と大阪市に入る年間1,060億円の納付金と入場料です。  この1,060億円が年間売上5,200億円から支出されることになっております。  説明会では、1,060億円は定額ではなく、売上に応じて入ってくるということですから、極めて不確定な金額になります。想定そのものが実現可能かどうか非常に疑問です。  しかもこの収益の根拠は、年間2,000万人の来訪者を見越しているわけですけれども、これ自体が非常に非現実的ではないかというふうに思っています。  こういう2,000万人の人からお金を巻き上げて、人を不幸にするような、そういう事業の上に成り立つようなＩＲ・カジノの建設について、これは非常に無責任極まりない計画ではないかというふうに思っています。  カジノは１回だけではなく、依存性のあるものです。依存してもらわなければ儲からないという、こういうシステムになってるわけです。こういう施設に私たちの税金を使うことは絶対に反対です。  ＩＲの誘致を断念するよう強く要請いたします。 |
|  | 公述人３ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテイメント施設等、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業であり、ＩＲ施設の設置・運営はＩＲ事業者により行われるもので、税で負担することはありません。  土壌汚染対策、液状化対策等のＩＲ事業用地の土地課題については、大阪ＩＲが国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしています。一般会計の税で負担するものではなく、土地造成事業を実施し、土地売却、賃貸収入など事業経営に伴う収入から賄われる特別会計である港営事業会計で負担するものです。  昨年12月に開催された大阪市大規模事業リスク管理会議において、港営事業会計（大阪港埋立事業）の収支について報告、議論されています。  その中で、夢洲周辺インフラ整備に関するリスク管理として、大阪港湾局において、夢洲における土地関連費用（土壌汚染対策費、地中障害物撤去費、液状化対策費）の負担を加味した上で、港営事業会計の収支見込みを算出し、資金不足は生じておりません。  なお、賃料は、不動産鑑定評価を行い、大阪市不動産評価審議会に諮った上で、決定しています。  納付金及び入場料については、ＧＧＲ（カジノ行為粗収益）及びカジノ施設への日本人入場者数に基づき算出されるものです。  カジノ施設の来訪者数については、人口統計や訪日外客統計等の統計情報及び既存ＩＲ施設での実績・知見を踏まえて、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者別に推計されています。また、カジノ施設以外の施設については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に施設ごとに推計されています。なお、評価基準17において、推計の考え方・方法等をお示ししています。  また、これらの来訪者数を踏まえて売上等が見込まれておりますが、「区域整備計画」（案）に記載した以上の詳細な情報については、ＩＲ事業者の知見・ノウハウ・これまでの実績等に基づくもの、また、今後の事業運営に関わる法人の経営上の情報であることなどから、「区域整備計画」には記載していません。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人４ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 一度ＩＲカジノを作れば、35年もの間、地域経済と社会に深い傷を作り続ける責任をいったい誰が負うんでしょうか。私達市民に結果的に負わされるのは不当であり、この計画に反対します。  夢洲は元々ゴミの処分地なので、地盤がゆるゆるで、沈下するし、ヒ素など有毒物質も見つかったということで、さらに790億円の支出をすると、松井市長が言いました。  初めはそういうことをしないと言っていたのに、松井市長は約束を破りました。  この１年余りで工事の増加分が2,300億円ということも報道されましたが、松井市長は、ＩＲが大失敗するなら、ものすごい自然災害が起き、夢洲が使えなくなるときだと言ってますが、それってありえないことでしょうか。ものすごい自然災害ってしょっちゅう起こってます。全世界で。  そういう想定内のことをありえないような言い方をしていますが、本当にそういうことが起こることは想定内ですし、そのツケっていうのは一体誰が負うんでしょうか。  ＩＲを口実に、ともかく工事すればゼネコンなどはぼろ儲けですけれども、市民・府民には負担が回ってきます。  他人のお金だと思って一体何をしてくれるんだと思います。  カジノと言わずＩＲ、ＩＲと吉村知事は言いますが、収益の８割はカジノなんです。  ＩＲはカジノそのものなんです。  経済効果は１兆円以上と宣伝していますが、その根拠について府民にまともな説明をしていません。  毎年2,000万人が集まり、１日平均5.5万人がＩＲに来る計算をしていて、コロナはもう終わったことにして、来場者数を予定・予想しています。コロナのような病気がなくなっているという予想は一体何を根拠にそんなことが言えるのでしょうか。  毎日5.5万人がＩＲに行き、７割は日本人で、８割はカジノに行くことを想定しておられますが、そのためには、ＩＲ推進局の皆さんやそのご家族も全員カジノでたくさんのお金を使って損をしていただかなくてはなりません。皆さんはカジノに行くお覚悟はあるのでしょうね。本当に誰もが行かなくてはならない人数です。2,000万人というのは。  たくさんの人がカジノで損をしてくれて、初めて大きな収益が上がる。  ご丁寧にカジノではお金も貸してくれるそうで、何もかも奪いつくされる人が確実に増えていきます。  ギャンブルは経済活動ですか。お金で遊んで何も生み出さない、  そんなものに頼って大阪の経済を発展させるというのは幻想です。  むしろギャンブルでは損をした分、今までのようにお店で物を買ったり、飲食店に入ったりすることは減らさざるを得ません。  そうすると地域のお店も寂れ、失業する人も増えます。  子どもたちが進学を諦めたり、絶望する人が増え、自殺や犯罪も増えます。  かえって地域の経済は駄目になってしまうと思います。  自分はカジノになんか行かないから、カジノ作っても大丈夫と内心思っておられる方に言いたい。  うまく自分が免れたとしても、自分の周りの友人や家族や親戚や子どもの友達の親やお子さんなど、確実にギャンブルによって人生が狂わされていく人がどんどん増えていくことは間違いありません。そんな状況は、誰にとっても幸せな社会ではない、安心して暮らせる大阪ではないと思います。  経済活性化を言うなら、大阪の中小企業を支援して、安心して働き続けられる環境作りを行えばいいと思います。  カジノで雇用を作るのではなく、介護や子育て、医療に雇用を拡大したらいいと思います。  公立病院を作ってコロナの問題を解決できると思います。  いずれにしてもこれほどの予算がつぎ込まれ、35年も続くということなのに、なぜ府民の意見を聞かないのでしょうか。  府民だよりにすら説明会載せていないのはあまりにも説明不足ではないでしょうか。  府民を馬鹿にしていると思います。  住民投票で、府民・市民の意見を全員に問うてから進めてください。 |
|  | 公述人４ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | 大阪ＩＲは、大阪・関西、日本観光のゲートウェイとなり、大阪・関西と日本、世界を結び、新たな観光魅力やイノベーションを生み出し、地元産業と連携したグローバルなＭＩＣＥイベントの展開、地域社会との連携による持続的な成長をめざしており、また、地域への観光客の送客による経済の成長への寄与等、地域とともに実現していくものと考えています。  大阪の更なる成長に向け、依存症等の懸念事項対策について万全の対策を講じた上で、ＩＲの実現をめざしていきます。  来訪者数等については、算出の考え方・方法等も含めて評価基準17～19でお示ししていますが、感染症の収束等を前提として算出されているものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は厳しい状況ではありますが、ワクチン接種等により感染が一定程度収束すれば、観光需要も中・長期的には回復していくものと認識しています。  ＩＲ事業の実現には、感染症が収束し、国内外の観光需要の回復に見通しが立つことが必要不可欠であると考えています。  ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。  なお、説明会の実施については、報道発表のうえ、ＩＲ推進局のホームページ等で周知したところです。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人５ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 私は現役のときに長い間港で仕事をさせていただきました。  一時期、港湾事業の経営にも携わってきた立場から、港湾行政に対して大きな関心がありますし、心配もしています。  そこで、ＩＲ用地の土地整備事業と大阪市特別会計の港営事業会計での関係について意見を述べます。  ＩＲ用地の管理・整備は大阪市港湾局であります。その運営経費は港営事業会計であります。  夢洲の埋め立てが開始されて30年を経過し、この間に投じられた公的費用というのは造成だけで3,000億円であります。これは大都市における各種廃棄物の処分場としては、やむを得ない費用だと思っています。港営事業会計は埋め立てと施設提供からなっております。投入した費用は、後に土地売却や賃貸収入で回収するシステムになっています。  ところが、夢洲は2015年前後から、万博・ＩＲのためにコンテナ基地以外、原則、売却・賃貸がストップとなっています。現在の概算ですが、130億円前後の売却収入に留まっています。  夢洲以外の埋立地、咲洲、舞洲、鶴浜等はほぼ80％が埋まっております。これ以上、大幅な収入増というのは見込めません。  港営事業会計は2020年度末決算で1,200億円の起債残高、借金です、があります。  その上にこのたびのＩＲ用地の土壌汚染改良費790億円の負担が問題であります。  その他に万博のためにインフラ整備について、この港営事業会計やあるいはＯＴＳ、大阪港トランスポートシステムですが、が負担する事業費も数百億円になっています。  万博用地は原則無償提供と聞いています。2025年終了までの収入はありません。  ＩＲ用地は、2023年10月から、賃貸開始としています。  年間25億円、今回土地改良に790億円投入した額の、回収が25年から32年間かかります。  従来から投入した整備費、これは全く回収できずにＩＲ用地も無償提供と同じ状態であります。  昨年の大阪市の大型事業リスク管理会議で資料を見てみますと、港営事業会計の全体の収支は、ギリギリ維持できる。ギリギリ。一般会計からの援助も考慮せざるを得ない。  夢洲造成に限って言いますと、今後50年間赤字がずっと続く。50年後にようやく収支がバランスが取れるという資料を見ました。これ民間企業ならとっくに倒産であります。  倒産をしないのは大阪市が保証する起債があるからです。借金があるからです。足らなかったら一般会計からどんどん注入するから、倒産しないんです、こういう関係なんですね。  ですから現在、20年度末の決算で1,200億円の借金があるのに、これをさらに大幅な借金を上積みするということは、将来、一般会計に大きくのしかかってくることはもう必然であります。  ＷＴＣやＡＴＣの経験をしました。大きな借金を抱えて一般会計で補填をしました。  こういう繰り返しを絶対してはいけない。特にこの反省をしていただきたい。  その上で考えていただきたい。  また、港営事業会計の困窮度だとか、あるいは不安定さというのは、大阪港の発展にも大きな影響を与えます。大阪は、大阪港が中心です。経済の中心、窓口になる。大阪経済への影響というのは計り知れません。  大阪商業港としての大阪港を守って発展させる立場から、夢洲に巨額の投資をして港営会計を苦しめることはやめていただきたい。  即刻、夢洲をＩＲ用地にすることに対して白紙撤回をしていただくことを強く申し上げます。 |
|  | 公述人５ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテイメント施設等、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。  また、ＩＲは、カジノの収益をＩＲの各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、ＩＲへの来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されています。  土壌汚染対策、液状化対策等のＩＲ事業用地の土地課題については、大阪ＩＲが国内外から毎年約2,000万人の来場者が訪れる国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、そのような土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしています。  大阪港湾局においては、夢洲における土地関連費用（土壌汚染対策費、地中障害物撤去費、液状化対策費）等の負担を加味した上で、港営事業会計（大阪港埋立事業）の収支見込みを算出し、資金不足は生じておりません。 |
|  | 公述人６ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 私は、大阪ＩＲで整備される国際会議場施設及び展示場施設について意見を３点述べさせていただきます。  国際会議、展示会といったビジネスイベント誘致におきまして、他都市と比較して大阪の弱みというのは、大規模な案件に対応できうるオールインワン型の施設がないことです。展示面積７万㎡のインテックス大阪、最大収容人数5,500人の大阪国際会議場。こういった展示場や会議場の単体であれば国内の他都市と勝負できている状況にあります。しかし、会議と展示会が両方行われるような大規模案件になりますと、施設の収容量が足りなくて誘致競争の土俵にも乗れていない現状がございます。大阪ＩＲで収容人数の合計が１万2,000人以上の国際会議場施設、それから展示面積が２万㎡のオールインワン型施設、これが整備されましたら、今までできなかった規模のビジネスイベントが開催、それが増えるというところ、それに伴い地域への経済効果、大阪のブランド力向上が期待できます。  ２点目は開業後の展開として予定している展示場面積10万㎡の早期実現を希望いたします。ＩＲ開業時の施設規模で、誘致競争において、パシフィコ横浜だとか、東京ビッグサイトだとか、千葉の幕張メッセだとかっていうところとは同じ土俵に立つことができると思います。しかし、大規模案件となりますと、国内だけではなくってライバルは海外、特にシンガポール、上海、それからソウルといった、アジアの都市との誘致競争になります。これらの都市は、面積が10万㎡以上の展示場というのを有しております。その中で２万㎡というのは見劣りしてしまうと思います。  ３点目です。ビジネスイベントを新たなビジネスイノベーションの機会の創造につなげる工夫をしていただきたいと思います。そのためには、産業政策との連携が必要だと考えます。  事例としてアメリカのＩＲ都市ラスベガスは街全体を実証フィールドにしているという新聞記事を拝見いたしました。規制緩和で、公道の自動運転など、先端技術の実証実験が可能なイノベーション特区を設けている。大規模なビジネスイベント開催時には、企業が街中でも最新技術をデモンストレーションしている。  これらの取組みによって、先端企業やスタートアップ企業などラスベガスの方への誘致を成功している、という記事を拝見しております。  以上の３点が私の意見でございます。 |
|  | 公述人６ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | 日本最大級の規模となる6,000人以上の最大会議室を有する国際会議場に加え、２万㎡の展示場が一体となった複合型ＭＩＣＥ施設が整備され、合わせて、宿泊施設、エンターテイメント施設、商業施設等も備えたオールインワンＭＩＣＥ拠点が形成されることは、大阪ＩＲの大きなメリットであり、国際会議や展示会が一体となった催事や企業等のインセンティブツアー等、これまでになかった新たな需要の獲得が期待されます。  国内最大規模の国際会議場に加え、展示等施設については、事業条件において、国の基準に合わせ、開業時は２万㎡とした上で、開業後10年以内に拡張計画を決定した後、開業後15年以内に６万㎡以上、事業期間内に10万㎡以上の計画とすることとしています。  開業時は２万㎡の展示等施設ですが、国際競争力の高い優れたクオリティを有する最先端の施設・機能や、オールインワンＭＩＣＥ拠点としての強み・特性を活かしたサービス、ＭＧＭや国内外のパートナーのネットワークを活用したグローバルなセールス活動等により、国際会議や展示会が一体となった催事や、企業等のインセンティブツアーなど、これまでになかった新たな需要の獲得が期待されます。  今後、ＭＩＣＥビジネスモデルの変化・進展等を見極めながら、柔軟に対応していく必要があるため、段階的に整備を進め、ニーズに応じて常に時代の最先端となる施設・機能、サービスを提供することとしています。  また、大阪・関西が強みを有する10の産業領域（スポーツ、フード、メディカル、ウェルネス、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ものづくり、テクノロジー、スマートシティ及び観光）を設定して、同産業領域に関するＭＩＣＥイベントの誘致に注力することにより、これらの産業における関西の関係者とグローバル企業との交流を促すことで、ビジネスマッチングの機会を増加させ、産業の成長・グローバル化の実現を図ることとしています。  また、ＭＩＣＥ施設内に関西イノベーション・ラボを設置し、様々なビジネスイベント、展示会及びイノベーションに関する情報発信等を行いながら、来場者の交流、コラボレーションを促すことで、人と人との交流を通じて、大阪・関西の産業を世界と結び付け、イノベーション創出やビジネスの国際化を支援することとしています。  さらに、ご意見を踏まえ、新たなサービスの実証フィールドとしてのＩＲ施設の活用・提供など、ＩＲを活用したビジネスイノベーション機会の創出につなげる工夫について、「区域整備計画」に追記することとしました。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人７ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 私はカジノＩＲ反対の立場から整備計画案の基本要求15にあるギャンブル依存症対策を中心に意見を述べたいと思います。  ギャンブル依存症はドーパミンを媒介にして、脳に障害を引き起こす病気で、自分の意志の力ではギャンブルをやめられない状態です。  根本的な解決のためには、個人の意思や物理的制限に任せるのではなく、医療機関での治療が必要となります。  依存症患者の家族などからは、借金問題、暴力などの肉体的精神的苦痛を強いられることなど、本人だけでなく、周りにも長年害を与え続けるということが多々報告されています。  このように、ギャンブル依存症は本人だけでなく、周りも蝕む病気です。  現在、区域整備計画案にある依存症対策として、排除プログラムの活用や相談体制の構築が挙げられています。その制度利用は、本人や家族からの申し出から始まりますが、その声をどのようにキャッチするのか、実効性に疑問が残ります。  計画案では、視認、目視とＩＣＴ技術を活用し、問題あるギャンブル行動の早期発見に努めるとしています。問題あるギャンブル行動や依存状態というものを外から見てどのように見えるんでしょうか。素人や機械に見分けられるんでしょうか。  また、普及啓発の強化もギャンブル依存症対策に挙げられています。  今日この公聴会を取り仕切っておられる大阪府市共同のＩＲ推進局、2018年に発行して高校生に配布したリーフレットの中ではギャンブルをこのように言っています。  「生活に問題が生じない金額と時間の限度を決めてその範囲内で楽しむ娯楽です」という解説です。さすがに抗議を受けてこの内容は削除されたようですが、そのような認識を持つ組織が行う普及啓発活動というものは一体どんなものになるんでしょうか。まったくもって信頼ができません。  計画書の中では大阪は依存症対策のトップランナーになると書かれています。  そもそも既存のパチンコなどのギャンブルで解決できていないギャンブル依存症という疾患に対してどのようなアプローチをするつもりなんでしょうか。何か秘策を持ちなんでしょうか、というところです。  現在事業計画として、年間5,200億円の売り上げが見込まれています。  感染症対策に真っ向から逆行する、密閉密集密接という３密の典型であるカジノが今さら成功するビジネスと言えるでしょうか。  ＩＲ内の国際会議を、これだけリモートワークやウェブ会議が普及した中で、一体どれだけの利用があるんでしょうか。コロナ禍を経て、本当にその試算は成立するのか。とても成立するとは思いません。  計画案でも明らかなように、年間売り上げの８割はカジノの売上です。  吉村知事や松井市長は、カジノではなく、ＩＲだ、国際会議場や大きな展示場をつくるんだ、と言っていますが、大半の売り上げがカジノ売上です。この売り上げは言い換えれば、負けた人のお金です。  しかも、インバウンドの見込みがなくなったコロナ禍のもとでは、日本人が利用客として見込まれています。すなわち、市民から巻き上げられたお金です。  カジノ利用者の２％がギャンブル依存症になる可能性があり、先ほども言いましたがこの病気は本人だけでなく家族も蝕むものです。  そうした、人の不幸の上に成り立つビジネスの売り上げが大半を占める、こんな事業を自治体が推し進めるというのはいかがなものなんでしょうか。  この年末年始、再びコロナ感染症が増えている中で、大阪でも医療提供体制、検査体制の逼迫、保健所の業務逼迫が生じてきていることは連日報道されています。  カジノＩＲ関連では、地下鉄中央線の延伸に約300億円、ＩＲ用地の土壌改良に790億円など大盤振る舞いです。一方で逼迫している医療や保健所の体制強化にいくら使われましたか。こういう事態に優先すべきは住民の命と健康を守るための支出です。多くの市民が反対して不安に思っています。こんな問題ばかりの計画は見直し、しっかり住民の方を向いた行政運営をしてください。 |
|  | 公述人７ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ＩＲは、カジノ施設、ホテル、ＭＩＣＥ施設、レストラン、エンターテイメント施設等、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。  また、ＩＲは、カジノの収益をＩＲの各施設に還元することにより、新たな国際会議や展示会の誘致をはじめ、ＩＲへの来訪者を大阪府内、関西、日本各地の観光地等へ送り出すことなど、その効果を波及させることが期待されています。  さらに、納付金や入場料を活用し、ギャンブル等依存症対策等の懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興や地域経済振興等、住民福祉の増進や大阪の成長・投資に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実や更なる都市の魅力と国際競争力の向上を図り、大阪・関西の持続的な成長につなげていくこととしています。  カジノ行為への依存防止対策については、様々な観点からの重層的・多段階的な取組みによって、カジノ行為への依存防止を図ることとしています。  排除プログラムや相談体制の構築の取組みは、海外の既存施設においても導入実績のあるものであり、リーフレット等による周知策との組み合わせによって、依存防止に効果的な取組みとしていきます。  また、問題あるギャンブル行動の早期発見に当たっては、ＭＧＭの知見・ノウハウを活かした従業員トレーニングと先進技術の組み合わせにより実施していきます。  なお、リーフレットについては、高校生への予防啓発を目的にギャンブル等依存症の基本的な知識やギャンブル等依存症は誰にでもなりうること、また、その悪影響等について、厚生労働省のリーフレットなどを参照しながら平成30年度に作成したものです。  その後、文部科学省において高等学校向け指導参考資料「「ギャンブル等依存症」などを予防するために」が作成されたため、令和元年度にその内容に準拠したものに改訂したものです。  新型コロナウイルス感染症の影響により、観光産業は厳しい状況ではありますが、ワクチン接種等により感染が一定程度収束すれば、観光需要も中・長期的には回復していくものと認識しています。  本事業の実現には、感染症が収束し、国内外の観光需要の回復に見通しが立つことが必要不可欠であると考えています。  カジノ施設の来訪者数については、人口統計や訪日外客統計等の統計情報及び既存ＩＲ施設での実績・知見を踏まえて、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者別に推計されています。また、カジノ施設以外の施設については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に施設ごとに推計されています。なお、評価基準17において、推計の考え方・方法等をお示ししています。  また、これらの来訪者数を踏まえて売上等が見込まれています。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人８ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 吉村知事、松井市長にぜひこの場に来ていただいて、聞いて欲しかったな。というふうに思います。  タレントのように、そのテレビに出る暇があるなら、公述を直に聞くことに時間を使ってほしいな。  この住民の表情とか、声の調子とかを直に聞いて、受け止めてほしい。非常に残念です。これから述べる公述がカジノ推進のアリバイ作りではなく、しっかりと中身を吟味し、計画案に活かされることを求め、話を始めます。  私はＩＲカジノに反対です。主にギャンブル依存症の観点から意見を述べます。  今の７番の方とだいぶ重なってしまうんですけれども、原稿を書いてますのでちょっとお聞きください。  カジノですけれども、民間に賭場を開かせ、オリックスなど、上前をショバ代としてかすめ取る、というのが今回の大阪のカジノ事業です。  これはもうヤクザのやり口ですよね。ヤクザのやり口を法律があるからといってやるというのは今回の事業で、もうポカンと開いた口がふさがりません。  先行している、もう既に行われている各国の事情を見ても、どんなに対策をしても、ギャンブル依存症の方は、出てきています。そんな不幸な人を生み出すことが明らかなカジノ事業に絶対反対です。  2020年、厚労省がギャンブル依存症の調査をしています。依存症が疑われる人の割合は2.2％で、全国換算すると約200万人。大阪府の成人人口に当てはめると約15万人になります。  多重債務ややる気の喪失などで人生を壊します。自殺や殺人の例さえあります。  また、家族や知り合いなど、この何倍もの人をギャンブルが不幸にしていきます。  すぐに、経済的利益を言いますけれども、本人や周りや社会全体は計り知れない不利益を受けているのです。仮に運営企業や大阪市が儲かったとしても民衆は損をするのです。  そんなこと自己責任や、吉村知事は言いそうですけれども、依存症は自己責任ではありません。公営ギャンブルやパチンコが身近にあるという環境が生み出す病気です。  行政はそういう依存症の人を支援し、立ち直ってもらうための政策をすべきなのです。ところがそんな悪いギャンブルを民間でも可能にした悪法に飛びついたのは今回の大阪カジノ計画です。依存症やその周りの人、苦しむ人をさらに増やそうというのでしょうか。  さて、計画当初と大きく事情が変わってきています。コロナによる生活困窮者の増大や不透明な外国人客の数、軟弱地盤改良や有害物質除去に係る巨額の費用、それから南海トラフ大地震の可能性が90％。撤退の条件は揃っているではありませんか。何もかっこ悪くありません、住民の声を聞いて方向転換するのはかっこいいですよ。議員の皆さんの中で今日傍聴に来られてる方もあるかもしれません。また来られていない議員さんも府・市のサイトで公述やパブリックコメントをご覧になるでしょう。ぜひ、府会議員、市会議員の皆さん、住民の意見を踏まえた熱心な議論を期待しています。  最後に、これだけ大きな、しかも賛否のわかれている政策です。カジノの是非を問う住民投票の実施を求め、私の公述を終わります。 |
|  | 公述人８ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | 大阪・夢洲へのＩＲの立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化等、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。  ギャンブル等依存症対策については、ＩＲ事業者は、ＩＲ整備法の定める世界最高水準のカジノ規制を遵守した上で、海外の知見とノウハウを最大限活用して依存防止対策に取り組む一方、大阪府・市は、新たに設置することとしている「（仮称）大阪依存症センター」を中心として、予防から相談、治療、回復支援まで総合的な対策に取り組むこととしています。  カジノ施設の設置及び運営に伴うものだけでなく、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざし、万全の対策を講じていきます。  ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人９ |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 私は、ギャンブル依存症について意見を申し上げます。  今回の計画案にはギャンブル依存症について色々書いてあります。  それを見ますと、責任あるゲーミング、実績があるので、ということでなにか、ＭＧＭとその関連業者に任したらいいかのような方針になってます。これは大事な公文書ですからね、責任あるゲーミングとは誰が責任あるんだと、その根拠は何だ、ということは計画案の中に明確にすべきではないかと、一点申し上げます。  それから、ギャンブル依存症治療、身近に見る場合です。例えばパチンコ屋さんがあります。  私の家の隣は、パチンコ屋さん。10時55分には閉店になります。  日本のパチンコはいくら負けてもいくら負けても、必ず10時55分にはお家に帰って、お風呂に入ってゆっくりして反省して、もう明日行かんとこな、また明日１回だけ行こうとか、いろいろ合間があるわけです。  ところが今問題になっているギャンブルというのは、パチンコとは次元が違います。  24時間48時間、幾晩も夜も寝ずに興ずるのがギャンブルであります。  そういう不健康なギャンブルの仕方、これがまさにギャンブル依存症にはまる最大の原因の１つではないかと思います。  ですから、ギャンブル依存症対策をするなら、深夜営業禁止、これは大阪府が判断として、きっちり盛り込むべきではないかというふうに考えます。  次の３つ目に、アルコールの問題ですよ。  酒を飲んだ勢いで、気分よく大勝ちをしたとか、やはりギャンブルと酒は切っても切り離せないような関係。  でもこの計画案の中には、酩酊して正常なギャンブル行為ができないような人には、酒類の提供は禁止されてます。  それは程度の差こそあれ酔って酒を飲むというのは遊びたいゆえ、それが賭けられる何億何十億というお金を考えると、簡単に飲酒しながらギャンブルをするってことは、放置していい問題ではありません。飲酒運転でね、僕は大丈夫やというて飲酒運転するわけです。  だから、このギャンブルについての酒を飲みながらギャンブルするのはまかり間違えたらそれがギャンブル依存症に落ち込んでいく非常に大きな落とし穴となるわけです。  ですから、ギャンブル場の運営に当たっては、ギャンブル依存症を深め、はまらせないために飲酒についてのきちんとしたルールを築いてほしいと思います。  項目第１について、大阪ＩＲ計画は過大で、早晩経営破綻が、予想されます。  そもそも大阪にカジノは要りません。大阪にカジノが来れば大阪の衰退になる。  大阪経済にとっても大打撃しかもたらしません。  最後に手続きについて。  ＩＲに住民の合意がありません。ＩＲを建設するための住民の合意を得るには住民投票という方法がある中、それを手抜きして、住民の合意を得ているというのは暴挙です。  住民の合意を推し量るために世論調査を活用すべきです。  一部政党の強硬意見を府民に押し付けてはなりません。 |
|  | 公述人９ |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | ギャンブル等依存症対策については、ＩＲ事業者は、ＩＲ整備法の定める世界最高水準のカジノ規制を遵守した上で、海外での知見とノウハウを最大限活用して依存防止対策に取り組む一方、大阪府・市は、新たに設置する「（仮称）大阪依存症センター」を中心として、予防から相談、治療、回復支援まで総合的な対策に取り組むこととしています。  カジノ施設の設置及び運営に伴うものだけでなく、既存のギャンブル等を含め依存症問題に正面から取り組み、依存症対策のトップランナーをめざし、万全の対策を講じていきます。  また、適正な事業の実施を担保するため、大阪府・市としては、外部有識者等により構成するＩＲ事業評価委員会の設置等、モニタリングの枠組みを構築することとしており、依存症対策についても専門家の知見等も踏まえながら実施状況をチェックし、必要に応じて改善を求めるなど、有効な対策が確実に履行されるよう対応していきます。  カジノ行為への依存防止対策については、様々な観点からの重層的・多段階的な取組みによって、カジノ行為への依存防止を図ることとしています。  「区域整備計画」（案）における「責任あるゲーミング」については、過度のギャンブルに伴う悪影響の発生を未然に防ぐよう設計されたＩＲ事業者主導で行われる活動取組のことを指しています。  また、酒類提供については、関係法令の規定に則り、ギャンブル依存防止の観点からも適切な提供を行うほか、深夜営業については、カジノ行為を長時間連続して行っているなどカジノ行為を行わせることが適当でない顧客には適切に対処を行うこととしています。  なお、酒類提供については、カジノ管理委員会規則において「アルコールの影響により正常なカジノ行為ができないおそれのある顧客に対しては、カジノ行為を行わせないこと」となっており、いただいたご意見を踏まえ、ギャンブル依存防止の観点から、適切な酒類提供に関する従業員マニュアルの作成について、「区域整備計画」に追加することとしました。  評価基準21に記載のとおり、ＩＲ事業者において事業計画を策定するに当たり、一時的に大きな収入減が発生するショックケースと、業績が計画を下回る状態が継続するダウンケースを想定し、シミュレーションを実施しており、いずれの場合にも長期的に事業を継続できることが検証されています。  ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、これまでパブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公述人10 |
| 区域整備計画（案）に係る意見 | 開業３年目期のＩＲ事業全体の売上5,200億円。  ノンゲーミングで1,000億円、ゲーミング4,200億円というこの収支計画の根拠を示されたい。年間売上5,200億円がどのように実現されているのか疑問です。  事業者のＭＧＭは、これまで、この金額の売り上げを上げた実績はありません。一施設で。  コロナ感染症による事業圧迫を受ける以前の、2019年のアニュアルレポートで、マカオの２施設の純収益は約29億アメリカドル、約3,323億円です。  これは仲介業者ジャンケットによるＶＩＰテーブルの収益を含んでおって、それを除くと約28億米ドル、3,228億円。  しかしマカオ政府は、約39％がジャンケットの収益であったというふうに発表しています。  マカオ２施設のカジノ施設面積８万904㎡で、大阪の予定地が、カジノ面積６万5000㎡。  ２施設の客室、マカオは1,972、大阪は2,800。  ゲーミングのテーブル、マカオが552台、大阪が470台。  スロットマシンが2,239台で、大阪は6,400台と。  ジャンケット業者は去年逮捕されてますから、マネーロンダリングの温床とされてるので、マカオでも今後認められません。当然日本では認められません。  大阪にこの業者誘致して4,200億円の売り上げを上げる能力があるんでしょうか。  パチンコ好きの日本人相手にスロットマシンが約３倍あると。  これによって稼げるっていうふうな考えをされてるんでしょうかね。  一方、もう１つの事業者のオリックスですけれども、昨年11月４日の決算説明会で、ＩＲの来場者数や売上予測が2019年のものより上回っていることと投資効果について、株主から質問あったときに、この数字は大阪府・市が作成したもので仮置きやと。  ＭＧＭは我々の試算の約２倍の数字を出してきているけれども、私どもはあまり当てにしていない。我々のコンサバティブな数字を作った上で日本の投資家だけで、日本の計画だけでやってみて、どのぐらいのレベルになるかを見てみたい。こういうふうに発言したそうです。  売上予測についてコンソーシアムは事業内で齟齬が起きていて、なおかつこの数字が大阪府・市が作成したもので仮置きやと。これについての説明を必ずしなければいけないと思います。  ＭＧＭの売上規模から見ても、オリックスの試算からしてもこの収支計画は信用ができません。  現在の計画はただの絵空事でしかないんじゃないですか。  このような杜撰な資料による計画は直ちに撤回。大きな経済的損失を生む前に、これについては廃止とし、直ちにＩＲ推進局は解散すべきです。  今回の説明会とか公聴会についても、府民の周知が全くされておらず、計画案の内容も説明会・公聴会の実施についても、ほとんどの方が知りません。  カジノにかかわる開発協議って税金が巨額に導入されようとしてるのに、ウェブサイトに上げるだけで、マス広告を使って報道することもせず、全然行政の責任を果たしてないじゃないですか。  この計画について、今後35年から60年にわたって大阪の未来を占う住民にとって重大な事案ですよ。こんなことを議会だけで決めるっていうのは許されません。  国に申請を出す前に、府民に住民投票すべきです。  今後も今回の公聴会でも説明会でもインターネットで視聴できるようにしたらいいじゃないですか、人数制限せずに。  読売テレビさんが大阪市と協定結ぶんだったら、読売テレビで広報したらいいじゃないですか。テレビで流せばいいじゃないですか。  そういうこともせずに、何かこんな公聴会とかそんなんだけでお茶を濁すのってありえないですよ。 |
|  | 公述人10 |
| 意見に対する大阪府・市の考え方 | カジノ施設の来訪者数については、人口統計や訪日外客統計等の統計情報及び既存ＩＲ施設での実績・知見を踏まえて、国内旅行者（日帰り）、国内旅行者（宿泊）、訪日外国人旅行者別に推計されています。また、カジノ施設以外の施設については、近畿圏及び日本国内にある既存の施設を参考に施設ごとに推計されています。なお、評価基準17において、推計の考え方・方法等をお示ししています。  また、これらの来訪者数を踏まえて売上等が見込まれていますが、「区域整備計画」（案）に記載した以上の詳細な情報については、ＩＲ事業者の知見・ノウハウ・これまでの実績等に基づくもの、また、今後の事業運営に関わる法人の経営上の情報であることなどから、「区域整備計画」には記載していません。  「区域整備計画」（案）とこれに関する説明会・公聴会の実施については、報道発表のうえ、ＩＲ推進局のホームページ等で周知したところです。  ＩＲ整備法においては、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催など住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないこと、また、国への申請に当たっては、住民の代表である議会の議決を経ることが定められています。  「区域整備計画」（案）については、大阪府・市は、パブリックコメントの実施や公聴会に加えて説明会も開催してきたところです。  今後、「区域整備計画」は、府議会・市会で審議されることとなります。  なお、今回の説明会・公聴会については、会議録を、ＩＲ推進局のホームページで公開しています。  （説明会：<https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-kikaku/setumeikai/index.html>）  （公聴会：<https://www.pref.osaka.lg.jp/irs-kikaku/kocyokai/index.html>） |